

資料 2-1

令和5年度東郷町国民健康保険の主な保健事業について

被保険者が病気に対し、発病や重症化予防に自ら取り組み、健康で生活を送ることができるよう支援し、併せて医療費の適正化を目指します。

【保健衛生普及費事業】

- 1 医療費通知書を送付することで、健康に対する認識を深めさせ、健康管理や適正な医療受診を推進します。
- 2 ジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品利用差額通知書を送付し、患者負担の軽減及び保険給付費の効果的な削減に繋がります。
- 3 重複受診・重複服薬者への指導
レセプトからの重複受診者等の情報を基に、被保険者の状況に応じた保健指導を実施し、健康保持と保険給付費の効果的な削減に繋がります。

【疾病予防事業】

- 1 糖尿病性腎症重症化予防
 - (1) 受診勧奨：健診結果により糖尿病が疑われる人で、継続受診のない人に対し、受診勧奨を行います。
 - (2) 保健指導：人工透析に移行となりやすい糖尿病性腎症病期2～4の人に対し、6か月間の継続的な保健指導を実施します。
 - (3) フォローアップ：(2)の保健指導を実施した翌年に、適切な生活行動の継続を再度促します。

【特定健康診査等事業】

- 1 生活習慣病の早期発見と予防を図るため、特定健康診査を実施します。
受診しやすい環境を整えるため、健診負担金は無料とし、働く世代向けに
いこまい館にて集団健診を土日に開催します。
受診率向上のため、新たに長期未受診者に対して電話で受診勧奨を行います。
- 2 特定健康診査の結果に応じ、生活習慣病の重症化予防等を目的に、保健師や
管理栄養士の面接による特定保健指導を行います。64歳以下を対象に保健指
導対象者の生活様式に合わせて遠隔で行えるICT保健指導を実施します。
いこまい館トレジムと共同で、生活習慣病重症化予防を目的とした個別又は
集団による運動支援を実施します。
- 3 栄養相談
特定健康診査の結果から、医師から紹介を受け、栄養指導の必要な人へ無
料で栄養指導を行います。